＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ロータリークラブ

第 2820 地区 2015~2016 年度地区補助金ガイドラインチェック表

No	ガイドライン	適否
1	事業費の３０％以内である。原則＄２，０００以内であるか。	
2	1 クラブ 1 事業であるか。	
3	WCS「この指とまれ」事業との併用禁止	
4	奉仕プロジェクトにおける R 会員の交通費・宿泊費・渡航費計上の禁止	
5	クラブの参加資格認定；覚書（MOU）の有無 （地区補助金書き方セミナー・資金管理セミナーへの参加必須条件）	
6	クラブ前年度年次寄付実績確認	
7	年次寄付 0 クラブは地区補助金申請対象外	

R 財団補助金受領資格の指針

No	指針	適否
1	R 財団の使命に関連していること。	
2	ロータリアンが積極的に参加すること。	
3	R 財団、または RI に対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。	
4	米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。	
5	実施に先立って R 財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合、その変更について事前に R 財団の承認を得なければならない。	
6	実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。	
7	R 財団章典の第 10.030 節に基づき「補助金参加者の利害の対立に関する方針」を順守すること。	
8	R 財団章典の第 4.090 項に基づきロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること。	

R 財団の定める制約事項

R 財団の定める制約事項	適否
補助金はいかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、R 財団への新たな寄付または R 財団の他の補助金への新たな寄付とすることは出来ない。	

R 財団の禁止事項チェック表

No	禁止事項	適否
1	特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援	
2	財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第 X セクションに記載された要件に提唱者が従うならば補助金資金を小口融資ファンド設立のために使用できる。	
3	土地や建物の購入。	
4	募金活動。	
5	地区大会、年次国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。	
6	人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報。	
7	500 ドルを超えるプロジェクトの標識。	
8	他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。	
9	受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。	
10	既に経費が発生した活動	
11	国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送	
12	全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。	
13	ポリオワクチンのみを含む予防接種。	
14	ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。	